



JFニュースレター 2020.6.18

新型コロナウイルス関連情報 NO.35 中小企業向け資金繰り支援の拡充について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 赤塚 保正

6月12日成立の第2次補正予算で、中小企業・小規模事業者向け資金繰り支援が拡充されました。

中小企業の要件を超える中堅外食事業者（資本金5千万円超 かつ 従業員50人超）向けには、既に協会が債務保証制度の提供を開始しています。

1. 主な中小企業・小規模事業者向け資金繰り支援制度の変更点

支援制度	従前	拡充後
日本政策金融公庫の特別貸付、商工中金の危機対応融資	対象：前年同期で売上が▲5%以上 貸付限度額：中小企業は3億円 貸付期間：設備20年 運転15年 金利：当初3年間は基準金利▲0.9% (上限1億円)	貸付限度額：中小企業は6億円 金利：当初3年間は基準金利▲0.9% (上限2億円)
特別利子補給制度 (実質無利子)	対象：中小企業は売上が▲20%以上 利子補給期間：当初3年間 利子補給対象：上限1億円	利子補給対象：上限2億円
民間金融機関の実質無利子・無担保融資	対象：都道府県の制度融資、SN4号・5号対象融資等 保証料：全融資期間ゼロ又は半額 利子補給：当初3年間金利ゼロ 利子補給対象：上限3千万円	利子補給対象：上限4千万円

(注) 1. 各制度とも、上表以外に条件等が定められています。

2. 信用保証協会のセーフティネット(SN)保証第4号・第5号、危機関連保証は変更ありません。

3. 上記の他、大企業・中堅企業も含めた資本性劣後ローンの供給策も盛り込まれました。

なお、6月10日に、財務省・金融庁・経済産業省から政府系・民間金融機関に対し、資金繰り支援強化について改めて要請がなされています。

2. 中堅外食事業者向け債務保証制度

国の助成を受け、中堅外食事業者が金融機関から融資を受ける際に、協会が融資額の80%の債務保証する制度で、現在、申込受付中です。概要は5月28日付ニュースレター (<http://www.jfnet.or.jp/syakai/syakai.html>) をご覧ください。

お申込方法等は、「中堅外食事業者特別資金実施規則」に定めています。kuriki@jfnet.or.jp (事務局 栗城) 宛てメールでご請求いただければ、当該メールに返信でお送りします。